

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託仕様書

1. 委託事業名

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託

2. 業務目的

奈良市は、1300年かけて受け継がれてきた希少な古都として、「奈良ならではの」の歴史的な建造物や文化が息づいている観光地である。

奈良市観光協会では、観光情報誌『ならり』を通して、季節の伝統行事やイベントといった観光情報に加え、多様化する観光ニーズに対応するため、「奈良ならではの」の特別な体験企画やイベント等観光協会が取り組む事業の情報発信を行っている。

上記を踏まえ、本業務では奈良の魅力を効果的に読者に伝え、観光地への誘客及び周遊を促進するために、「インスピレーション」を与えるような観光情報誌の制作を目的とする。

3. 制作方針

(1) ターゲット

知的な好奇心、旅行意欲の高い30代～60代の女性

(2) 誌面編集にあたってのポイント

- ① 質の高い、洗練された「奈良」のイメージを誌面上で表現すること。
- ② 思わず手に取ってもらえるような表紙、内容とすること。
- ③ ユニバーサルデザインを用いるなど、見やすく、わかりやすい内容とすること。
- ④ 知的な好奇心がくすぐられるように工夫をすること。また、観光協会ではしか提供できない情報など、観光協会ならではの情報を提供すること。
- ⑤ 誌面では伝えきれない具体的な詳細情報を伝えるため、WEBページにリンクするQRコードを活用する他、誌面内他ページ情報とのリンクについても配慮するなど、情報の連携についても工夫を行うこと。(ここでいうWEBページとは既存のページを指し、ページ制作は含まないものとする。)

4. 業務内容

観光情報誌『ならり』パンフレットの誌面編集（掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン等）、各情報元への掲載内容確認、校正、印刷製本、納品までの制作に伴う一切の業務。

・発行回数：計2回

	2019年度秋冬号 (10月～3月情報)	2020年度春夏号 (4月～9月情報)
納品日	8月30日	2月28日
発行部数	100,000部	100,000部

・規格：A4判20ページ（表紙を含む）、中綴じ右開き、フルカラー、マットコート菊判48.5kg又は同等以上

(1) 誌面編集について

以下の掲載必須内容を踏まえた上で、各号受託者がテーマ設定をした特集を組み込むこととする。

掲載必須内容	必要頁数	特記事項
① 観光協会実施キャンペーン等情報	2～3頁以上	<p>各号において、以下の内容を含むこと。</p> <p>(1) 2019年度秋冬号 「冬の奈良大和路キャンペーン」</p> <p>① テーマ：奈良市西部地域の魅力を満喫（仮）</p> <p>② 特集内容 ・奈良市西部地域の特集案（モデルコースを含む）</p> <p>奈良市西部地域の範囲は、西は近鉄富雄駅周辺から東は近鉄西ノ京駅周辺までとし、テーマを持たせた提案を行うこと。</p> <p>③ 特記事項 冬の奈良大和路キャンペーンの特集ページ内で、キャンペーン期間中、市内宿泊施設を利用される方に提供されるサービスを掲載すること（ななり2018年冬号「トクトク情報」参照）。各宿泊施設へのサービス提供の依頼は観光協会が行うが、その後の集約・校正確認等の業務については受託者が行うものとする。</p> <p>(2) 2020年度春夏号 「なつの奈良旅キャンペーン」</p> <p>① テーマ：朝奈良・夜奈良を楽しむ（仮）</p> <p>② 特集内容 別途指示予定。</p> <p>※情報掲載内容・頁数については、状況により変更する可能性あり。</p>
② 歳時記（行事・イベント）情報	6頁程度	過去の『ななり』や観光協会ホームページ等を参考にリライト。言い回し等の修正については、誌面全体のトーンを踏まえて常識校正の範囲内で対応すること。
③ 秘宝・秘仏スケジュール情報	1/2頁程度	過去の『ななり』や観光協会ホームページ等を参考にリライト。言い回し等の修正については、誌面全体のトーンを踏まえて常識校正の範囲内で対応すること。
④ 他市町村紹介企画	1/4頁	テキストデータ提供あり。
⑤ 社寺連載企画	1/2頁	テーマ：「薬師寺 東塔 平成の大修理」 観光協会よりテキストデータ提供あり。
⑥ 観光協会企画商品紹介	2頁	観光協会よりテキスト・写真データ提供あり。
⑦ 誌面内広告	1頁	サイズ（横55mm×縦41mm）

掲載必須内容	必要頁数	特記事項
		掲載数については、6月上旬決定予定。 広告は複数ページに分けるのではなく、1ページにまとめて掲載すること。
⑧ マップ・交通情報	2頁	過去の『ならり』を参考にリライト。 ただし、各号の記載内容やデザインを踏まえて修正を行うこと。
⑨ 裏面広告	1頁	※交通広告1件 (横185mm×縦195mm) ※交通事業者のお知らせ2件 (横96mm×縦86mm)

※1 広告について

上記、掲載必須内容のうち、④他市町村紹介企画、⑦誌面内広告、⑨裏面広告について、掲載希望者の募集は観光協会で行うが、その後のレイアウト編集・校正確認等の業務については受託者が直接行うこと。なお、広告は各号ごとに変更可能としている。

※2 NARA CITY コンシェルジュのモデル使用について

モデルとして使用することは可能。その際のNARA CITY コンシェルジュの派遣費はかからないものとする。ただし、衣装等着用する場合は、手配及び費用負担を受託者が行うこと。

※3 写真の使用について

季節の風景写真・伝統行事の写真は、観光協会所有の写真を使用可能。ただし、観光協会が所有しないものについては、受託者が撮影を行うこと。また、画像等の使用に関する諸権利については、業者において承諾を得るものとする。使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意すること。

(2) 各情報元への掲載内容確認について

掲載内容の情報元へは、書面による内容確認を必須とし、掲載協力先については誌面完成後、受託者の負担で掲載誌面を配送することとする。なお、掲載誌面は納品部数には含まない。

(ただし、⑤社寺連載企画及び⑥観光協会企画商品紹介における情報元への校正確認、完成紙の配送はすべて観光協会が行う。)

(3) 校正について

- ① 校正はゲラへの朱書き、データの受け渡し等により行う。校正回数は、初校、再校、再再校、最終校正の4回を基本とするが、訂正箇所があれば責了とせず、観光協会が了承するまで繰り返し行う。校正の途中で見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト・見出しの差し替え、レイアウトの変更をすることがある。
- ② 色校正は観光協会が了承するまで行うものとし、使用する紙は指定しないが、出来上がりに近いものを提示すること。

(4) 納品について

【印刷物の納品】

① 納品先

観光協会が指定する全国300箇所程度を予定。

※納品先：奈良県内の各施設（宿泊施設、観光案内所、社寺、観光関連施設等）、鉄道各駅、首都圏旅行会社等。

※納品先詳細については別途配布する配送先リストを参照すること。

② 納品期限

2019年度秋冬号：8月30日（金）納品

2020年度春夏号：2月28日（金）納品

※上記を基本的な納品期限とするが、鉄道各駅への配送については、別途、観光協会が指示する時期に、指示する梱包方法で配送を行うものとする。

③ 梱包方法

紙梱包とし、基本包装単位は100冊ごととする。納品の際の梱包には、「観光情報誌『ならり』パンフレット ●号 100冊」など外から見て梱包物の内容が分かるような表示を包装紙側面に記載すること。また、観光協会が指示する送付文を印刷の上、パンフレットと合わせて梱包すること。

【完成版電子データの納品】

① 納品先

公益社団法人奈良市観光協会（奈良市三条本町8-1）

② 納品期限

印刷物の納品に準ずる。

③ 納品物

- ・編集可能なデータ

illustrator CS6

- ・PDFデータ

形式：単一ページデータ（表紙から最終ページまで順番に並べたもの）

サイズ：観光協会ホームページ上での掲載をすることから、閲覧に適するよう10MB以内とする。

④ 納品形式

DVD等に電子データを収納した原版（ケース収納・ラベル付）

（5）その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて観光協会と協議の上、進めることとする。

5. 委託料上限金額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 支払方法

本業務にかかる費用については、業務が完了した後、各号毎に完了報告書を提出し、正当な請求に基づき請求書受領月の翌月末までに支払うこととする。

7. 著作権

成果品については、原則として観光協会の運営、広報等のために必要範囲内で、観光協会自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を観光協会に譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に観光協会に申し入れを行い了承を得ることとする。観光協会に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、観光協会と受託者との協議することとする。

8. 受託者の責務

受託者は、個人情報をもとより業務上知り得た情報を第三者に漏えい、開示してはならない。また、本業務委託履行以外の目的に使用してはならない。これらは本契約終了後も同様とする。なお、次に掲げる条件を付する。

- ・個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止
- ・委託事務以外への利用禁止
- ・第三者への提供の禁止
- ・複写の禁止
- ・提供資料の返還義務
- ・個人情報の管理にかかる検査に応じる義務
- ・事故報告義務
- ・再委託の禁止
- ・条件に違反した場合の契約解除及び損害賠償に関する事
- ・受託者の責任による個人情報等の漏えい等が発生した場合は、観光協会及び観光協会以外の影響を及ぼした者に対して適切な処置を講ずること

9. 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切の処理をするものとする。

10. 成果品の瑕疵

受託者は、納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、観光協会の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵の処理に要する経費は、受託者が負担するものとする。

11. その他

(1) 業務の実施

企画内容及びページ構成は、各号ごとに観光協会と協議の上、制作を進めること。

(2) 委託料について

本業務の実施に要する全ての経費は、委託料に含むものとする。

(3) 再委託について

受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ書面による観光協会の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 仕様変更

受託者はやむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ観光協会と協議の上、承認を得ること。

(5) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、観光協会の指示に従うこと。

(6) その他

本仕様書に記載内容の疑義が生じた場合には、観光協会と協議すること。